



宮 崎 県 公 報

平成30年8月23日(木曜日) 第 3023 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○自衛官候補生として採用する自衛官の募集期間等……………(危機管理課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(“) 2	
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止……………(“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止……………(“) 3	
○指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 3	
○有害興行の指定……………(こども家庭課) 3	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 4	
○道路の供用の開始……………(“) 4	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 4	

○土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 5	
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(経・働・数課) 5	
○不服申立ての処理状況……………(総務課) 5	
○鳥獣捕獲等事業の認定……………(自然環境課) 9	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 9	
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 10	
○入札公告……………10	
○落札者等の公告(2件)……………11	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について……………11	
選挙管理委員会規程	
○公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程……………12	
○最高裁判所裁判官氏名等掲示規程の一部を改正する規程……………14	
収用委員会告示	
○収用の裁決手続の開始決定(2件)……………17	

告 示

宮崎県告示第 682号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第 179号)第 114条、第 117条第 1項及び第 118条に規定する自衛官候補生として採用する自衛官の平成30年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

募 集 種 別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
自衛官候補生	平成30年7月1日(日)から同年9月7日(金)まで ※年間を通じて受付を行っている。	(筆記試験) 平成30年9月22日(土)	宮崎市	宮崎第一生命ビル新館	自衛隊宮崎地方協力本部 電話0985(53)2643
			都城市	都城市総合福祉会館	
			延岡市	延岡市中小企業振興センター	
			日南市	日南市生涯学習センターまなびピア	

(口述試験及び身体検査) 平成30年9月26日(水)から同月29日(土)までのうち指定する日	小林市	八幡原市民総合センター
	西都市	西都市コミュニティセンター
	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
	新富町	航空自衛隊新田原基地

宮崎県告示第 683号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
にしめら調剤薬局	児湯郡西米良村大字村所65番地1	平成30年7月1日
すみクリニック内科・循環器内科・小児科	都城市東町14街区9の2号	平成30年8月1日

宮崎県告示第 684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
総合メディアカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号	そうごう薬局上川東店	都城市上川東1丁目27-6-2	平成30年8月1日

宮崎県告示第 685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4560290365	三州訪問看護ステーションもも	宮崎県都城市花繰町3街区14号	医療法人倫生会	宮崎県都城市花繰町3街区14号	平成30年7月1日	訪問看護
4560890016	訪問看護ステーションデューン西都	宮崎県西都市妻1698番地1	株式会社N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号	平成30年7月1日	訪問看護
4570401432	訪問サービス せんだんの樹	宮崎県日南市吉野方7363番地1	特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク22	宮崎県日南市吉野方3867番地	平成30年7月1日	訪問介護

宮崎県告示第 686号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4560290365	三州訪問看護ステーションもも	宮崎県都城市花繰町3街区14号	医療法人倫生会	宮崎県都城市花繰町3街区14号	平成30年7月1日	介護予防訪問看護
4560890016	訪問看護ステーションデューン西都	宮崎県西都市妻1698番地1	株式会社N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号	平成30年7月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550380051	のべおか老健あたご	宮崎県延岡市中島町4丁目314番地3号	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町三丁目161番地	平成30年7月31日	訪問リハビリテーション
4570700221	株式会社三和商会福祉事業部青い鳥	宮崎県串間市西方5726-1	株式会社三和商会	宮崎県串間市西方5735	平成30年7月31日	福祉用具貸与
4570700395	指定訪問介護事業所幸せホームあすか	宮崎県串間市西方3676番地	社会福祉法人龍口会	宮崎県串間市南方3431-5	平成30年7月31日	訪問介護

宮崎県告示第 688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550380051	のべおか老健あたご	宮崎県延岡市中島町4丁目314番地3号	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町三丁目161番地	平成30年7月31日	介護予防訪問リハビリテーション
4570700221	株式会社三和商会福祉事業部青い鳥	宮崎県串間市西方5726-1	株式会社三和商会	宮崎県串間市西方5735	平成30年7月31日	介護予防福祉用具貸与

宮崎県告示第 689号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300349	ジョブトレーニングスクール	延岡市大貫町1丁目3008番地17	株式会社 f o i s	延岡市平原町2丁目1165番地62	平成30年8月16日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 690号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-21	映画	パンチラ病院 おとうさん大興奮！	清水組 <オーピー映画>	平成30年8月8日
30年-22	映画	熟女の誘惑 入れ食いの宿	小川組 <オーピー映画>	
30年-23	映画	親父が愛した男たち	加藤組 <オーピー映画>	
30年-24	映画	情欲怪談 呪いの赤襦袢	佐々木組 <オーピー映画>	
30年-25	映画	四十路の痴態 超絶ハードセックス	新田組 <新東宝映画>	
30年-26	映画	誰にでもイヤラシイ秘密がある	吉行組 <オーピー映画>	
30年-27	映画	KUSO (原題) KUSO	パルコ (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 691号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
439	県道	市木南郷線	串間市大字市木字川淵6331番1地先から同市同大字同字6335番地先まで	旧	5.7～9.1	70.0
				新	9.1～11.8	70.0

宮崎県告示第 692号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
439	県道	市木南郷線	串間市大字市木字七目木6692番1	旧	5.8～20.0	285.0

			地先から同市同大字同字6692番13地先まで	新	7.5～22.8	285.0
--	--	--	------------------------	---	----------	-------

宮崎県告示第 693号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原739番1地先から同郡同村同大字字十根川877番2地先まで	平成30年8月23日

宮崎県告示第 694号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日之影町	宮水川(1)	11- 442- 1 - 018	土 石 流
	宮水川(3)	11- 442- 1 - 019	土 石 流
	宮水川(2)	11- 442- 2 - 044	土 石 流
	尾 村 川	11- 442- 2 - 045	土 石 流
	西 宮 水	I - 1 - 1955	急 傾 斜
	宮 水 - 1	II - 1 - 8254	急 傾 斜
	宮 水 - 2	II - 1 - 8255	急 傾 斜
	宮 水 - 3	II - 1 - 8256	急 傾 斜
	宮 水 - 4	II - 1 - 8257	急 傾 斜
	椎屋谷-1	II - 1 - 8258	急 傾 斜
	椎屋谷-2	II - 1 - 8259	急 傾 斜
	崎野原-1	II - 1 - 8305	急 傾 斜
	崎野原-2	II - 1 - 8306	急 傾 斜
	崎野原-3	II - 1 - 8307	急 傾 斜

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 695号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な事項については、次の図のとおりとする。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日之影町	宮水川(1)	11- 442- 1 - 018	土 石 流

宮水川(3)	11- 442- 1 - 019	土 石 流
尾 村 川	11- 442- 2 - 045	土 石 流
西 宮 水	I - 1 - 1955	急 傾 斜
宮 水 - 1	II - 1 - 8254	急 傾 斜
宮 水 - 2	II - 1 - 8255	急 傾 斜
宮 水 - 3	II - 1 - 8256	急 傾 斜
宮 水 - 4	II - 1 - 8257	急 傾 斜
椎屋谷-1	II - 1 - 8258	急 傾 斜
椎屋谷-2	II - 1 - 8259	急 傾 斜
崎野原-1	II - 1 - 8305	急 傾 斜
崎野原-2	II - 1 - 8306	急 傾 斜
崎野原-3	II - 1 - 8307	急 傾 斜

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年8月6日	特定非営利活動法人青空ペダル	瀧砂 亨	宮崎県児湯郡西米良村大字村所53番地1	この法人は、西米良村において空き家の活用、地域資源の活用、住民の生活サービスの向上に努めることにより、地域活性化に資することを目的とする。

行政不服審査法施行条例(平成27年宮崎県条例第47号)第15条の規定により、平成29年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

不服申立てに係る処分又は不作為 (根拠法令)	不服申立ての種類	処分庁	審査庁	不服申立て年月日	宮崎県行政不服審査会			不服申立てに対する裁決等	
					諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
介護保険第2号被保険者相当要介護・要支援認定処分(生活保護法による介護扶助の運営要領について)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年6月23日	平成29年2月14日	平成29年4月7日	棄却裁決は妥当である。	平成29年5月15日	棄却
身体障害者手帳再交付処分(身体障害者福祉法施行令)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年7月11日	平成29年6月29日	平成29年9月21日	棄却裁決は妥当である。	平成29年10月23日	棄却
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎県児湯福祉事務所長	宮崎県知事	平成28年8月10日	平成29年7月13日	平成29年9月21日	棄却裁決は妥当である。	平成29年10月19日	棄却
身体障害者手帳再交付処分(身体障害者福祉法施行令)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年8月29日	-	-	-	平成29年5月9日	却下
身体障害者手帳再交付処分(身体障害者福祉法施行令)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年9月23日	平成29年11月14日	平成29年12月4日	棄却裁決は妥当である。	平成29年12月27日	棄却
身体障害者手帳交付申請却下処分(身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年9月28日	-	-	-	平成29年6月1日	棄却
身体障害者手帳再交付処分(身体障害者福祉法施行令)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年10月6日	-	-	-	平成30年1月10日	認容
特別児童扶養手当認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年10月7日	平成29年6月9日	平成29年7月20日	棄却裁決は妥当である。	平成29年11月14日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年11月24日	平成29年10月10日	平成29年11月16日	棄却裁決は妥当である。	-	-
障害支援区分認定処分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	審査請求	串間市長	宮崎県知事	平成28年12月20日	-	-	-	平成29年5月25日	棄却

特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成28年12月20日	平成29年6月13日	平成29年9月21日	棄却裁決は妥当である。	平成29年11月14日	棄却
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	日向市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年1月11日	平成29年10月19日	平成29年11月16日	棄却裁決は妥当である。	平成29年12月18日	棄却
生活保護停止処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年1月25日	平成29年4月25日	平成29年7月20日	棄却裁決は妥当である。	平成29年9月8日	棄却
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	日向市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年2月8日	平成29年10月19日	平成29年11月16日	棄却裁決は妥当である。	平成29年12月18日	棄却
生活保護変更申請却下処分（生活保護法）	審査請求	宮崎県児湯福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年3月7日	平成29年12月18日	平成30年1月22日	認容裁決は妥当である。	平成30年1月30日	認容
生活保護に係る行政庁の職員による発言	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年3月23日	—	—	—	平成29年4月19日	却下
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年3月30日	—	—	—	—	—
身体障害者手帳再交付処分（身体障害者福祉法施行令）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年4月27日	平成29年12月25日	平成30年1月22日	棄却裁決は妥当である。	平成30年2月13日	棄却
生活保護に係る行政庁の職員による発言	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年4月28日	—	—	—	平成29年9月25日	却下
生活保護変更決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年8月10日	—	—	—	平成30年1月4日	却下
私人の行為	審査請求	—	宮崎県知事	平成29年8月10日	—	—	—	平成29年12月19日	却下
精神障害者保健福祉手帳交付処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年8月21日	—	—	—	平成29年9月29日	取下げ

身体障害者手帳交付処分 (身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年8月24日	平成30年3月2日	-	-	-	-
退職手当支給制限処分 (職員の退職手当に関する条例)	審査請求	宮崎県教育委員会	宮崎県知事	平成29年10月11日	-	-	-	平成30年3月27日	棄却
生活保護費返還決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年10月20日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付申請却下処分 (身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年10月25日	-	-	-	平成30年3月6日	棄却
生活保護廃止処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年11月1日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付処分 (身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年11月2日	平成30年3月5日	-	-	-	-
個人事業税賦課処分 (地方税法)	審査請求	宮崎県延岡県税・総務事務所長	宮崎県知事	平成29年11月24日	平成30年3月12日	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年12月4日	-	-	-	-	-
生活保護停止処分 (生活保護法)	審査請求	日南市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年12月7日	-	-	-	-	-
不動産取得税賦課処分 (地方税法)	審査請求	宮崎県高鍋県税・総務事務所長	宮崎県知事	平成29年12月18日	-	-	-	平成30年1月15日	取下げ
運転免許更新処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	平成29年12月20日	-	-	-	平成30年3月8日	棄却
後期高齢者医療療養費不支給決定処分 (高齢者の医療の確保に関する法律)	審査請求	宮崎県後期高齢者医療広域連合長	宮崎県後期高齢者医療審査会	平成29年12月26日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付処分 (身体障害者福祉法)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年12月26日	-	-	-	平成30年1月11日	取下げ

執行停止申立却下処分（行政不服審査法）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成29年12月27日	-	-	-	平成30年2月9日	却下
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年2月1日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年2月15日	-	-	-	-	-
児童扶養手当資格喪失決定処分（児童扶養手当法）	審査請求	宮崎市長	宮崎県知事	平成30年2月28日	-	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年3月6日	-	-	-	-	-
射撃教習資格不認定処分（銃砲刀剣類所持等取締法）	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	平成30年3月19日	-	-	-	-	-
身体障害者手帳交付処分（身体障害者福祉法）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年3月20日	-	-	-	-	-

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をした。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 事業者の名称
株式会社マツダコーポレーション
- 2 事業者の住所
延岡市松原町4丁目8931番地2
- 3 事業者の代表者の氏名
松田 秀人

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス串間店
串間市大字西方6809番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
（変更後）東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 4 変更の年月日
平成30年1月1日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の住所町名変更のため
- 6 届出年月日
平成30年8月6日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成30年8月23日から平成30年12月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成30年8月23日から平成30年12月25日まで
- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）から平成30年 7 月 5 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年 8 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年 8 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 DNA型鑑定用フラグメントアナライザー 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成31年 2 月 1 日から平成36年 1 月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置

、設定できると認められる者であること。

- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届（別記様式 1）を平成30年10月 1 日（月）午後 5 時までに下記11の場所に提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）しなければならない。

また、当該書類を送付（郵送にあつては、書留郵便に限る。）で提出する場合は、平成30年10月 1 日（月）午後 5 時までに必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成30年 8 月23日（木）から平成30年10月 2 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成30年 8 月23日（木）から平成30年10月 1 日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
- (2) 日時 平成30年10月 3 日（水）午前10時30分

8 入札保証金

宮崎県財務規則第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Fragment analyzer for DNA type identification, 1 set
- (2) Time limit for tender 5: 00 p.m. 1 October, 2018
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.
TEL: 0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名

交通規制管理システムの賃貸借及び保守

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

3 落札者を決定した日

平成30年8月7日

4 落札者の氏名及び住所

アトミクス株式会社

代表取締役 神保 敏和

東京都板橋区舟渡 3 丁目 9 番 6 号

5 落札金額

41,990,400円 (消費税込)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年6月25日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名

警察署、交番等ネットワーク機器一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

3 落札者を決定した日

平成30年8月7日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社デンサン

取締役社長 高橋 敏邦

宮崎市大字赤江字飛田 224番地

5 落札金額

29,775,600円 (消費税込)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年6月25日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成30年8月23日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

講習の種類	警備業務の区分	実施日	定員
追加取得講習	1号警備業務	平成30年11月13日(火) から11月16日(金)まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	平成30年9月25日(火)から10月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(7) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(4) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(4) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

講習の種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会規程

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成30年8月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(証紙の交付手続) 第8条 [略] 2 交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第2項に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、証紙交付票に交付した証紙の枚数を記入して返すものとする。	(証紙の交付手続) 第8条 [略] 2 交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号から第4号まで又は第2項に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、証紙交付票に交付した証紙の枚数を記入して返すものとする。
3 [略]	3 [略]

別記第24号の7様式(その1)を次のように改める。

別記

第 24 号の 7 様式 (第 61 条の 5 関係)

(その 1) ビラ作成証明書

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 何 選挙 (何 選挙区)

候補者氏名 ㊦

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

(注) 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が宮崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宮崎県に支払を請求することはできません。

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 知 事 選 挙 の 場 合 130,000枚

県議会議員選挙の場合 16,000枚

(2) 限 度 額

ア 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合

7 円 51 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合

$$\frac{375,500円 + 5円}{2} \times \frac{2 銭 \times (当該作成枚数 - 50,000枚)}{当該作成枚数}$$

= 単価… 1 円未満の端数は切上げ

単 価 × 確認された作成枚数 = 限度額

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成30年8月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎県選挙管理委員会規程第2号

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程（昭和35年宮崎県選挙管理委員会告示第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第 136号）に基づき、審査に付される裁判官の氏名等の揭示（以下「氏名等の揭示」という。）については、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第 122号。以下「令」という。）第6章に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>第1条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第 136号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき、審査に付される裁判官の氏名等の揭示（以下「氏名等の揭示」という。）については、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第 122号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第3条 <u>法第14条の2第3項の規定による揭示は、別記様式第1号により、同条第4項の規定による揭示は、別記様式第2号により、行わなければならない。</u></p>

附則の次に次の2様式を加える。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

注 意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された〇〇〇〇は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項 (第五条第五項) (第五条の三第一項) に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、〇〇〇〇の上の×を書く欄には何も書かないでください。

年 月 日

何市 (町村) 選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違うことのないように行うこと。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

注 意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官〇〇〇〇〇〇
は、
年 月 日その氏名に変更が生じまし
た。投票用紙には、変更前の氏名である×××××として印刷されていま
す。

年 月 日

何市 (町村) 選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違う
ことのないように行うこと。

宮 崎 県 公 報

平成 30 年 8 月 23 日 (木曜日) 第 3023 号

附 則

この規程は、公表の日から施行する。